

乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン会議実施要綱

(目的)

第1条 公民連携まちづくりによる持続可能な都市経営の実現に向け、乙川リバーフロント地区整備計画区域（以下「計画区域」という。）の公共空間（公園、河川、施設、道路、サインなど）及び民間空間における都市デザインの調整を図り、都市デザインの優れた魅力的なまちづくりを推進するため、乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン会議（以下「会議」という。）を実施する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公民連携まちづくりの仕組みづくりに関する事項
- (2) 計画区域の公共空間及び民間空間における都市デザインの調整に関する事項
- (3) デザインガイドラインの監修及び運用方針の検討に関する事項
- (4) その他都市デザインの推進に当たり必要な事項
- (5) 乙川リバーフロント推進会議との連携に関する事項
- (6) 乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン官民連携調整会議との連携に関する事項

(組織)

第3条 会議は、メンバー12人以内をもって組織する。

2 会議のメンバーは、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 岡崎市市政アドバイザー
- (2) 民間事業者
- (3) 岡崎市職員
- (4) ランドスケープ専門家

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて事務局が随時招集する。

2 事務局は、メンバーの過半数が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 事務局は、メンバーの過半数が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

4 事務局は、メンバーの過半数が市民から広く意見を聴く必要があると認めるときは、会議への出席を希望する市民をあらかじめ募集し、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、都市整備部乙川リバーフロント推進課に置き、乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン業務受託者と共に運営する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が定める。

附則

この要綱は、平成28年7月22日から施行する。

乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン会議メンバー

平成 28 年 月 日現在

区分	所属等	氏名	備考
岡崎市市政アドバイザー	株式会社アフタヌーンソサエティ代表取締役	清水 義次	
	東京藝術大学准教授	藤村 龍至	建築家
	有限会社ハートビートプラン代表取締役	泉 英明	
民間事業者	株式会社三河家守舎代表取締役	山田 高広	
岡崎市職員	企画財政部		
	経済振興部		
	都市整備部		
ランドスケープ専門家			